

盛岡広域振興局長告示第73号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成29年12月15日

盛岡広域振興局長 宮野 孝志

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡紫波町犬渕字南谷地32番29、72番1、72番2、73番2、83番1、83番2、83番3、84番1、84番2、84番3、84番4及び87番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 北海道札幌市中央区北三条西一丁目2番地 エア・ウォーター株式会社